

能勢町生ごみ堆肥化機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭ごみの減量化・リサイクル推進の一環として、家庭から排出される生ごみを自らが堆肥化し、家庭園芸等の肥料として利用することにより、ごみの減量化を図るとともに資源のリサイクル意識の高揚を図ることを目的とする。

(補助対象機器)

第2条 補助の対象となる機器は、家庭用生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器とする。

2 生ごみ堆肥化機器に要する設置費用、消耗品、維持管理経費については、補助金交付対象外とする。

ただし、処理機及び容器を購入するときに、当該処理機及び容器に付属している物（消耗品等）は補助金交付対象とする。

3 補助対象基数は、1家庭当り処理機は1機、容器は2器を限度とする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

2 能勢町に住所を有し、現に居住、生計を営む一般家庭。

3 処理機または容器を設置する敷地を有し、自己の責任において、これを適切に管理できる者であること。

4 処理物としての堆肥は、設置者自らが、家庭園芸用等として処理できる者であること。

5 2世帯以上同居の場合で、生計を同じにしている者は1家庭とみなす。

(補助金等)

第4条 補助金の額は、購入に要する費用の5分の4に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類（購入予定金額、型式等がわかる書類）を添付の上、購入の前に町長に申請するものとする。

2 処理機及び容器の更新に伴う補助金の申請は、当該更新をしようとする処理機及び容器につき、補助金を受けた日から5年を経過しなければ行うことができないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、第5条の規定により申請のあったときは、その内容を審査し規定に適合していると認められたものに限り、当該年度の予算の範囲内において交付を決定し、その結果を生ごみ堆肥化機器購入補助金交付（不交付）決定通知書（別紙様式2）により申請者に対し通知しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 生ごみ堆肥化機器購入補助金交付決定を受けた者は、生ごみ堆肥化機器購入補助金交付決定後2か月以内に生ごみ堆肥化機器購入補助金請求書（別紙様式3）に必要書類（領収書、保証書等型式・品番がわかるもの）を添付の上町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による生ごみ堆肥化機器購入補助金請求書を受理した場合、その内容を審査し規定に適合していると認めたときに補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(経過措置)

第9条 令和7年3月31日までに購入された場合は、従前の例による。

2 令和8年3月31日までは購入後の申請であっても、予算の範囲内であれば申請を受け付けるものとする。

3 従前の能勢町生ごみ堆肥化機器補助金交付要綱により、容器の補助金の交付を受けた者及び能勢町生ごみ処理機モニター事業においてモニターとして生ごみ処理機を設置している者については、本要綱による購入補助金交付を受けたものとみなす。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。